

船舶事故調査報告書

令和6年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年9月27日 09時20分ごろ
発生場所	岩手県陸前高田市椿島北東方沖 陸前椿島灯台から真方位057° 1,810m付近 (概位 北緯38° 56.7′ 東経141° 44.1′)
事故の概要	漁船第十八つばき丸は、定置網の網入れ作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和5年10月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十八つばき丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	IT2-5065（漁船登録番号）、岩手県漁業協同組合連合会
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 甲板員A、二級小型
負傷者	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向西、波高約1m
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員Aほか5人が乗り組み、‘ロープや浮き球で構成される定置網の内側の型枠’（以下「内桁」という。）の張り綱である‘直径約15cmの数種類のナイロン製ロープを束ねた締め出しの桁’（以下「締め出しの桁」という。）に右舷を着けて係留し、ブルワーク付近に締め出しの桁を引き寄せた状態で僚船の網船と共に網入れ作業（定置網の袋網を入れる作業）を開始した。</p> <p>甲板員Aは、右舷船縁上に右手を置いた状態で操舵室にいる船長と締め出しの桁の状況について会話をしていたところ、うねりを受けて船体が動揺し、右手小指がブルワーク付近に引き寄せていた締め出しの桁と船縁との間に挟まれた。</p> <p>甲板員Aは、陸前高田市広田漁港に帰港後、救急車で岩手県大船渡市内の病院に搬送され、右小指末節部切断で全治約1か月と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生状況図 参照）</p> <p>甲板員Aは、うねりを受けて船体が動揺した際、本船の右舷船縁上に右手を置いたまま、船長との会話に気を取られ、締め出しの桁から目を離し、手元をよく見て作業を行っていなかったと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、定置網の網入れ作業中、甲板員Aが、右舷船縁上に右手を

	<p>置いたまま、締め出しの桁から目を離し、手元をよく見て作業を行っていなかったことから、船体が動揺した際、右手小指が締め出しの桁と船縁との間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、船長との会話に意識を向けていたことから、注意が散漫となり、締め出しの桁から目を離したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が定置網の網入れ作業中、甲板員Aが、右舷船縁上に右手を置いたまま、船長との会話に意識を向け、締め出しの桁から目を離し、手元をよく見て作業を行っていなかったため、船体が動揺した際、右手小指が締め出しの桁と船縁との間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、船縁付近でロープ作業を行う場合、船体動揺等により不意にロープ等が船縁に接触して手指を挟まれたり、巻き込まれたりするおそれがあるので、ロープ等から目を離さず、手元をよく見て作業に当たるとともに、不用意に船縁上に手を置かないこと。</li> <li>・乗組員は、船縁付近でロープ作業を行う場合、他者との会話に気を取られることなく、作業に専念すること。</li> <li>・船長は、甲板作業中、乗組員と甲板作業等の状況について会話を行う場合、作業状況を確認し、乗組員の注意が散漫にならないよう指導するとともに、甲板作業を一時中断してから行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生状況図

